

高等学校等通学費補助制度

熊野市では、支え合い、助け合う地域社会の中で、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、たくさんの子どもたちが豊かな自然、歴史及び文化の中で心身ともに健やかに育っていくことを目指すため、若い世代の「産み育てたい」という願いをかなえられるよう、手厚い支援を行い、子育てに対する経済的不安を軽減することを目的として、「熊野市子どもは宝・未来への希望基金」を設置し、この基金を基に、平成28年度から令和2年度の5年間、さまざまな子育て支援を行ってきました。令和3年度から令和7年度におきましても、引き続き支援を継続して行います。

教育委員会では子育て支援の1つとして、紀南地域の高等学校の存続支援と、家庭における高等学校等への通学にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成28年度から公共交通機関を利用し通学する費用の一部補助を実施しています。

補助額	JR及びバスの通学定期券購入費の1/3とする。(100円未満の端数切捨て)ただし、算出方法は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none">1か年、6か月、3か月定期券 ⇒ 各定期券購入費×1/31か月定期券 ⇒ 3か月定期券購入費×1/3×1/3 ※紛失等による再購入の場合は補助の対象となりませんので、ご注意ください。
補助対象者	次の①～③の全てにあてはまる生徒及び保護者 ① 熊野市内に住所を有し、三重県立木本高等学校、三重県立紀南高等学校及び三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園高等部に在籍する者 ② 市内に住所を有し、①の生徒の通学にかかる定期代を負担する保護者 ③ 中学校を卒業して3年以内の者 ただし、他の法令等により通学費の補助を受けている方は対象外です。
申請方法	通学定期券購入後、その期間の属する年度の3月25日(休日にあたる場合はその翌日)までに下記の書類を熊野市教育委員会事務局総務課又は各紀和総合支所及び各出張所へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none">高等学校等通学費補助金交付申請書兼請求書定期券の写し(更新する前に必ずコピーを取ってください。)学生証の写し補助金受取口座の通帳の写し(毎年度最初の申請時添付が必要です。) (定期券の精算等により払戻しを受けた場合、補助金を返還していただく場合があります。また、バス定期券については、販売事業所より払戻しの情報提供があります。)
提出先	<input type="radio"/> 熊野市教育委員会事務局 総務課(市役所 4階) <input type="radio"/> 紀和総合支所 <input type="radio"/> 各出張所

【お問い合わせ】

熊野市教育委員会事務局 総務課 TEL 89-4111 内線 411